

保険料率改定の考え方

1. 保険料率算定の財政運営期間

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年間の財政運営期間における医療給付費等見込額に応じて定めることになっています。

このことから、平成24年度及び平成25年度の財政運営期間においても、当該期間に見込まれる医療給付費等見込額を算出し、保険料率を改定しました。

表1 保険料率算定の対象期間

NO	年度	算定根拠
①	H22年度保険料	H22～H23年度の医療給付費及び保健事業、葬祭費等見込額の約1割分
	H23年度保険料	
②	H24年度保険料	H24～H25年度の医療給付費及び保健事業、葬祭費等見込額の約1割分
	H25年度保険料	

上記の「医療給付費」とは、加入者（被保険者）のみなさまが、医療機関で支払う窓口負担分を除いた医療費のことです。医療給付費は、広域連合から医療機関に支払われています。

2年間の財政運営期間の中で、制度運営に必要な医療給付費等の約1割分を「保険料」として加入者のみなさまから納めていただくことになっており、2年ごとの保険料率の改定は、広域連合が行います。

2. 保険料率引き上げの要因

保険料率改定の実施にあたり、国から全国ベースでの試算結果が示されました。この試算では、全国ベースで約10.7%という大幅な引上げが見込まれています。

表2 厚労省が試算した保険料増額要因と上昇率見込（全国ベース）

No	保険料上昇要因	上昇率	説明
①	一人当たり医療費の上昇	約 4.9%	被保険者個人の支払う医療費の増加
②	後期高齢者負担率の上昇	約 2.4%	医療給付費に対して後期高齢者が負担する保険料の割合 ※現役世代人口の減少により、現役世代1人当たりの負担が増加するため、負担割合の調整を行うもの
③	被保険者の所得減少	約 3.4%	被保険者個人の所得の減少等
	合計	約10.7%	

全国ベースで、大幅な保険料引上げが見込まれる中、秋田県でも保険料率の引き上げが避けられない状況となっていました。秋田県広域連合が実際に使用した保険料率算定の基礎資料の一部を以下に記載します。

<要因1> 1人あたり医療給付費の上昇

表3 秋田県内の医療給付費の状況

単位(千円)

項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度 (見込)	H25年度 (見込)
療養給付費	104,995,429	120,109,282	124,354,050	127,123,141	132,784,758	137,156,401
療養費	532,513	695,911	749,330	812,426	848,608	876,547
高額療養費	2,932,751	3,979,019	4,072,115	4,104,558	4,287,360	4,428,512
高額介護合算療養費	—	—	117,788	137,455	143,576	148,303
合計	108,460,693	124,784,212	129,293,283	132,177,579	138,064,303	142,609,764
被保険者一人あたりの医療給付費	640	720	730	728	744	761
一人当たりの医療給付費対前年度上昇率	—	12.50%	1.39%	△0.15%	2.21%	2.21%

※ H24年度以降の金額については、厚労省の示した数値等を参考にしながら推計したものです。また、この表は四捨五入のため各数値の積み上げと合計が一致しない場合があります。

表3のとおり、秋田県においても1人あたり医療費給付費が増加する見込みとなっています。

<要因2> 後期高齢者負担率の上昇

表4 秋田県内の被保険者数(各年度の平均値)

(単位:人)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度 (見込)	H25年度 (見込)
被保険者数	169,384	173,352	177,211	181,442	185,425	187,388
対前年度比	—	2.34%	2.23%	2.39%	2.20%	1.06%

表4のとおり、秋田県内の被保険者数(加入者数)は前年度比で毎年増加しており、これから数年間、増加傾向が継続すると見込まれています。

表5 後期高齢者負担率の状況（国提示数値）

保険料年度	平成 20～21 年度	平成 22～23 年度	平成 24～25 年度
後期高齢者負担率	10.00%	10.26%	10.51%

「後期高齢者負担率」とは、広域連合が医療機関に支払う医療給付費に対して、後期高齢者が保険料として負担する割合のことです。

表4で示したように、後期高齢者医療への加入者が増加している一方、医療給付費の約4割を負担する現役世代人口は減少しています。現役世代1人当たりの負担増加を抑制するため、後期高齢者負担率が調整されることになっており、負担率の上昇は、保険料引上げの直接的な要因になっています。

3. 保険料率の増加抑制について

医療給付費等の増加により、保険料率の引上げが避けられない状況の中で、急激な保険料率引上げによる被保険者の負担増を避けるため、様々な方策が検討されました。

(1) 剰余金（繰越金）の活用

後期高齢者医療制度の財政運営では、国、県、市町村の負担金、保険料等の収入から、医療給付費等が支出されることになります。

秋田県においては、平成22年～平成23年度の2年間の財政運営の見込みとして、翌年度に繰り越される剰余金（繰越金）が約10.5億円見込まれることから、これを保険料率の増加抑制のために活用することにしました。

(2) 財政安定化基金の取り崩し

保険料収納率の低下により、当初の収入見込みよりも保険料の収納額が著しく不足した場合や、病気の流行等により医療給付費が急激に増加した場合に生じる広域連合の財政不足に備え、資金の交付や貸付けを行うことを目的に都道府県に財政安定化基金が設置されています。

今回の保険料率改定にあたって、保険料率の増加抑制のためにこの財政安定化基金を活用できるよう、本広域連合においても秋田県と協議を行った結果、基金から約4.5億円の交付を受ける見込みであり、保険料率の増加抑制のために利用することになっています。

4. 保険料率改定の結果

広域連合で算定した医療給付費見込額等から、平成24年度及び平成25年度において必要な保険料率を算出し、平成24年2月に開催された秋田県後期高齢者医療広域連合議会において可決され、保険料率を改定しました。

保険料は、県内の加入者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」に分かれており、それぞれお住まいの市町村を問わず、秋田県内で均一となります。

表6 旧保険料率及び新保険料率

NO	年度	均等割額	所得割額	一人あたりの平均保険料額 (軽減適用後) ※年額
①	H22年度保険料 H23年度保険料	38,925円	7.18%	37,214円
②	H24年度保険料 H25年度保険料	39,710円	8.07%	39,105円 (推計額)
前回保険料からの上昇額 ②-①		785円	—	1,891円
前回保険料からの上昇率 (②-①) / ① × 100		2.02%	12.40%	5.08%

※ 実際の保険料額は、所得に応じて計算する所得割額が変動するため、所得確定後の7月に決定されます。また、世帯状況に応じて均等割額の軽減等があります。

均等割額と所得割率が改定され、上記表のとおり、引上げされることになりましたが、加入者の皆様の医療と健康と生活を支え、安心して医療のサービスなどを受けることができるよう、保険料のご負担につきまして、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。